

広島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十九号

広島県税条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部改正)

第一条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第七号中「第七十二条の四十九第二項又は第五項」を「第七十二条の四十八の二第二項又は第六項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。

第四十六条の二第三項中「第五十三条第二十六項から第三十四項まで及び第四十項から第四十二項まで」を「第五十三条第二十六項から第三十三項まで及び第三十九項から第四十一項まで」に改める。

第五十二条の四第三項中「第七十二条の四十九の八及び第七十二条の四十九の十」を「第七十二条の四十九の十二及び第七十二条の四十九の十四」に改める。

第五十二条の五中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に改める。

第五十四条第一項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の十第一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に改め、同条第二項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の十二第六項」に改める。

第七十一条の二中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

附則第五条の四第一項中「金額については」を「金額(東日本大震災に関連するやむを得ない支出で令附則第二十四条第一項に規定するもの(以下この項において「災害関連支出」という。))の金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(災害関連支出がある場合には、法附則第四十二条第二項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項において「損失対象金額」という。)について」に、「当該東日本大震災により受けた損失の金額」を「当該損失対象金額」に改め、「年度分」の下に「当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成二十三年において」を「当該損失対象金額が生じた年において」に改める。

附則第六条の四第一項第二号ハ中「並びに租税特別措置法第十条」を「、租税特別措

置法第十条」に、「及び第十条の二の二から第十条の七まで」を、「第十条の二の二から第十条の六まで及び第十条の七（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二及び第十条の三」に改める。

附則第六条の四の三の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条中「（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第一項の規定の」を「第十三条第一項の規定の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項又は第十三条の二第一項から第五項までの規定の適用を受けた場合における前二条の規定の適用については、附則第六条の四第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二十三年から平成二十五年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規定」とあるのは「租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第四十一条第一項」と、前条第一項第一号中「又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで」とあるのは「、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第十三条の二第一項から第五項まで」とする。

附則第七条を次のように改める。

第七条 削除

附則第十条の二第一項中「及び附則第十一条」を、「附則第十一条及び附則第十一条の二の三の二第二項」に改める。

附則第十一条の二の三を次のように改める。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）

第十一条の二の三 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。）をした場合には、附則第五条第一項中「法附則第四条第一項第一号」とあるのは「法附則第四条第一項第一号（法附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、附則第五条の二第一項中「法附則第四条の二第一項第一号」とあるのは「法附則第四条の二第一項第一号（法附則第四十四条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、附則第六条の四第一項第二号ロ中「第三十一条の三」とあるのは「第三十一条の三（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第十条第一項中「又は第三十六条」とあるのは「又は第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十一条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十一条第一項」と、附則第十条の二第三項中「第三十七条の九の五まで（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、附則第十条の三第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、附則第十一条第一項中「又は第三十六条」とあるのは「又は第三十六条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法第三十二条第一項」とあるのは「租税特別措置法第三十二条第一項」とし

て、附則第五条、附則第五条の二、附則第六条の四、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十一条の規定を適用する。

附則第十一条の二の三の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例）

第十一条の二の三の二 附則第五条第一項の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に法附則第四条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの期間（以下この項において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から平成二十五年十二月三十一日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、地方税法施行規則附則第二十二条の二第一項の規定による市町村長の承認を受けたとき（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の二第二項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から平成二十五年十二月三十一日までの期間を取得期間とみなして、附則第五条の規定を適用する。

2 附則第十条の二第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で令附則第二十七条の三第二項に規定する場合において、平成二十五年十二月三十一日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することになることが確実であると認められることにつき地方税法施行規則附則第二十二条の二第二項の規定による証明がされたときは、当該譲渡の日から平成二十五年十二月三十一日までの期間を附則第十条の二第二項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

附則第十一条の二の十の次に次の一条を加える。

（個人の県民税の税率の特例）

第十一条の二の十の二 平成二十六年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第三十九条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

附則第十三条の三第四項中「所在した」を「所在していた」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の令附則第三十一条第六項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

附則第十三条の三第三項中「所在した」を「所在していた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。以下この項及び第六項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成二十三年三月十一日における所有者（農業を営む者に限る。）（その他の令附則第三十一条第三項で規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十三年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除する。

附則第十三条の四中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

附則第十八条第三項第二号イ中「この号及び次項において「車両総重量」を「この条において「車両総重量」に、「この項」を「この項及び第六項」に改め、同条第六項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 車両総重量が三・五トン以下で乗車定員十人以下の乗用の軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいい、第一百五条第一項第一号に規定する乗用車及び同項第五号に規定する特種用途車に限る。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安

基準で地方税法施行規則附則第四条の五第二十一項に規定するものに適合するものに対する第百十五条の規定の適用については、当該自動車が平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十五年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十六年年度分の自動車税に限り、第三項の表の第百十五条第一項第一号イの項、第百十五条第一項第一号ロの項、第百十五条第一項第五号イ(1)の項、第百十五条第一項第五号イ(2)の項、第百十五条第一項第五号ロ(1)の項、第百十五条第一項第五号ロ(2)の項及び第百十五条第一項第五号ロ(3)の項（以下「該当項」という。）の上欄に掲げる規定中同表の該当項の中欄に掲げる字句は、同表の該当項の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第二条 広島県条例の一部を次のように改正する。

附則第六条の四第一項第二号ハ中「第十条の六まで及び第十条の七」を「第十条の五まで及び第十条の六」に改める。

（広島県条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 広島県条例等の一部を改正する条例（平成二十三年広島県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の広島県条例附則第十三条の三第三項」を「広島県条例附則第十三条の三第四項」に、「第十三条の三第三項及び第四項」を「第十三条の三第四項及び第五項」に、「第十三条の三第三項中」を「第十三条の三第四項中」に、「同条第四項中「警戒」を「同条第五項中「警戒」に改める。

（ひろしまの森づくり県民税条例の一部改正）

第四条 ひろしまの森づくり県民税条例（平成十八年広島県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十八年度」を「平成二十五年度」に改め、同条に次の一項を加える。

2 平成二十六年から平成二十八年度までの各年度の個人の均等割の税率は、県条例第三十九条及び同条例附則第十一条の二の二の規定にかかわらず、同条の規定により加算した額に五百円を加算した額とする。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中広島県税条例附則第十一条の二十の次に一条を加える改正規定及び第四条の規定 平成二十四年四月一日

二 第一条中広島県税条例第五十二条の四、第五十二条の五、第五十四条及び附則第七一条の改正規定 平成二十五年一月一日

三 第一条中広島県税条例第七十一条の二及び附則第十三条の四の改正規定並びに第二条の規定 平成二十五年四月一日

(県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)附則第五条の四の規定は、平成二十三年十二月十四日から適用する。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等(第一条の規定による改正前の広島県税条例(以下「旧条例」という。)第四十三条の二に規定する退職手当等という。)に係る旧条例附則第七条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第三条 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新条例附則第十三条の三第三項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された同項に規定する被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

2 平成二十三年四月二十一日における新条例附則第十三条の三第四項に規定する警戒区域設定指示区域(以下この項において「警戒区域設定指示区域」という。)であつて同年三月十二日において地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第五十五条の二第一項第二号に掲げる指示(避難のための立退きに係るものに限る。)の対象区域であつた区域は、新条例附則第十三条の三第六項の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、同項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」とする。